

【取得】 Q & A

Q1	相続・贈与で取得した空き家は対象になりますか？
A1	相続・贈与等で取得した空き家は対象になりません。
Q2	令和8年3月31日までに取得した空き家は対象になりますか？
A2	令和8年4月1日から令和9年2月末日までに取得するものが対象です。
Q3	支払いが令和9年2月末日を過ぎる場合は対象になりますか？
A3	代金の支払が令和9年2月末日までに完了するものが対象です。
Q4	補助申請をした人全員が、補助金をもらえますか？
A4	先着順となりますので、予算の上限となった場合は締め切ります。
Q5	【フラット35】を利用したいのですが、どうしたらよいですか？
A5	利用申請書は市ホームページか、市担当窓口でお渡ししていますので、必要事項を記入後、市担当窓口へ提出してください。なお、【フラット35】の詳細については住宅金融支援機構（011-261-8306）へお問い合わせください。